秋田市告示第309号

次の書類は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかったので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の２第１項の規定により公示送達する。

なお、当該書類は、秋田市長が保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和８年10月20日

秋田市長　沼　谷　　純

１　送達を受けるべき者の氏名

別紙（省略）のとおり

２　送達すべき書類の通知年度等

別紙（省略）のとおり